

4月1日から市で 開発許可 業務等を開始

**甲賀市開発許可の
基準等に関する条例を施行**

今回の権限移譲を受け、甲賀市らしさを取り入れた開発許可基準を策定することとしています。

そのため、甲賀市開発許可の基準等に関する条例を制定、これまでの県による開発許可基準より制限を強化し、自然豊かな甲賀市を守っていきけるような運用をめざしています。条例の詳細は、市ホームページ等で閲覧できます。

なお、条例の施行は、平成20年4月1日からしていますが、条例による開発許可の基準を強化する規定については、7月1日から施行します。

市民参加型まちづくりを推進
甲賀市みんなのまちを守り育てる条例を施行

先に説明した、甲賀市開発許可の基準等に関する条例の対象とならない開発行為等については、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例で対応することとなります。

この条例は、市や事業者が行う開発行為等について、周辺住民の皆さん等との利害調整と地域の皆さんによるまちづくり方針等との調整を図るしんみを定めたものです。

その概要は、次のとおりで、まちづくりに関し、3つの話し合いの仕組みを設けます。

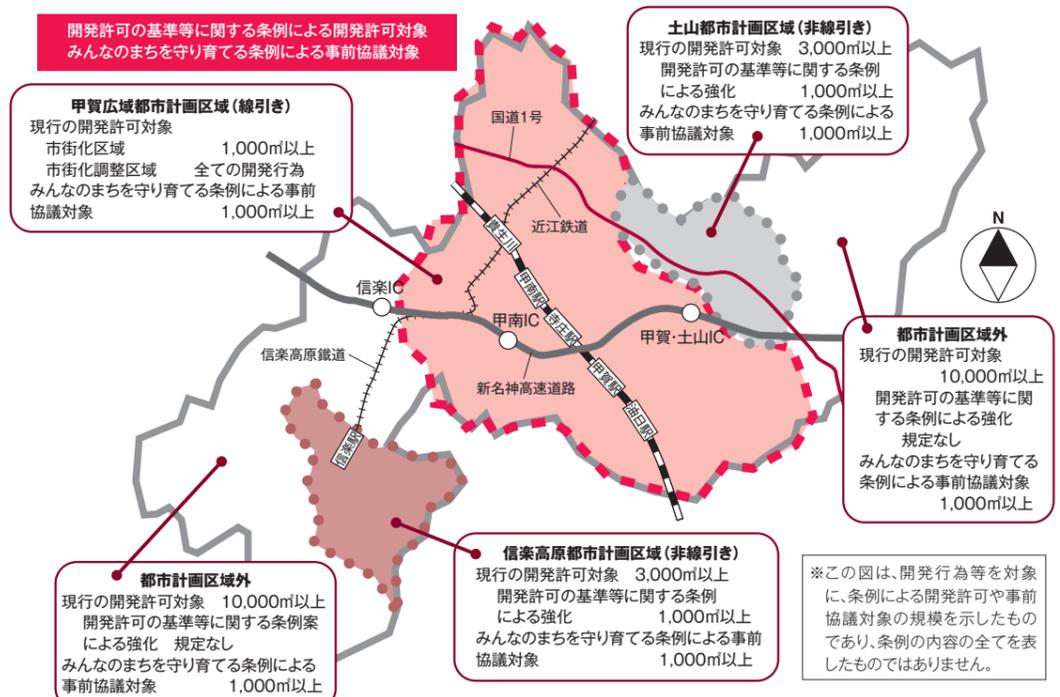
1 地域のまちづくりを支援
地域の皆さんにより組織された地域まちづくり推進協議会を認定し、地区計画策定に向けたアドバイスなどの技術支援をします。また、そこで策定された地域まちづくり構想に基づき、市と協定を締結して、まちづくりを推進します。

2 透明度の高い手続
開発事業の事前協議制度により、市及び事業者から開発行為等の内容をお知らせすることともに、周辺住民の皆さんへの住民説明等を充実させます。

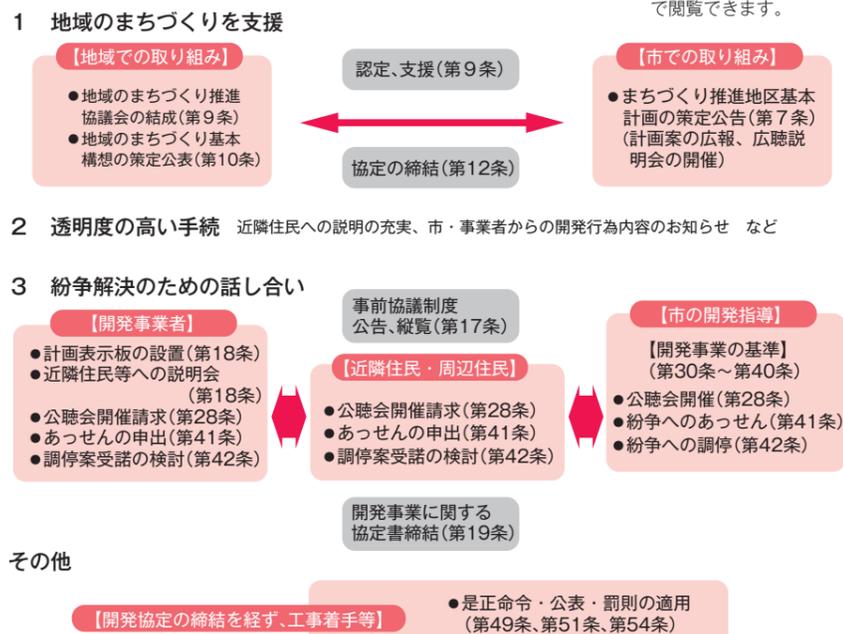
3 紛争解決のための話し合い
周辺住民の皆さん等と事業者との利害の調整が困難な場合、公聴会の開催により、事業内容を聴き取ることができ、さら

地域においてまちづくりを主体的に進められるように、今年4月から都市計画法による開発許可等の権限が、県知事から市長に移譲されます。
これにより、市域で行われる開発行為等については、開発規模に関係なく許可から工事完了の検査まで、全ての事務処理を市が行うこととなります。

■甲賀市開発関係条例の概要図



■甲賀市みんなのまちを守り育てる条例概念図



に、市によるあっせんや調停を求めることができ、

なお、この条例は平成20年7月1日から施行します。

●その他

適正な土地利用に関する手続及び基準については、主にこれまでの甲賀市開発事業等指導要綱を条例化し、取り組みを強化します。

問い合わせ
都市計画課 計画係
TEL 665-0719
FAX 63-4601

市長への手紙

～皆さんからお寄せいただいた声～

今、どうして
岡山城の
復元ですか

Q 新聞で岡山城復元という記事を見て、驚きました。財政難と聞きますが、なぜ今ごろこのような事をする必要があるのか理解に苦しみます。(市内・男性)

A 市が岡山城を復元するという具体的な計画や予定は現在ありません。

しかし、全国的にお城を中心としたまちづくりが進む中、甲賀市でも市民皆さんが共有できる夢を持ち、夢を語り、夢を実現するために一歩を踏み出し、そのシンボルを一緒になって考えることが大切であると思っています。

新名神高速道路が開通し、来春完成する甲南インターチェン

ジを含めた市内3つのインターを新しい玄関口とし、産業面だけでなく観光振興に力を注いでいくことは、市内地域経済を活性化させていく上で欠かせない施策です。当市には、陶器や忍術のほか、お茶をはじめとする特産品など豊かな資源がありますが、これらをネットワーク化しながら観光客を増やしていくことはもちろん、生まれ育った郷土に誇りと愛着を持ち、当市が持続的発展を遂げていく原動力にふさわしい、風格と気品を兼ね備えた特色ある核を持つことは大きな財産であると考えます。

その一例として挙げたのが古城山ルネッサンス・岡山城の復元(甲賀・文化博物館構想)であり、あくまで市民主導による素地づくりへの提案として、今年度、復元のDVDを作成することとしております。今後、市民の気運が高まり城の復元に向けて動き出した場合には、国の支援策等の検討を進めてまいります。市一般財源を投じて実行する考えは全くないことをご理解ください。

問い合わせ
秘書広報課 広報公聴係
TEL 665-0675
FAX 63-4619